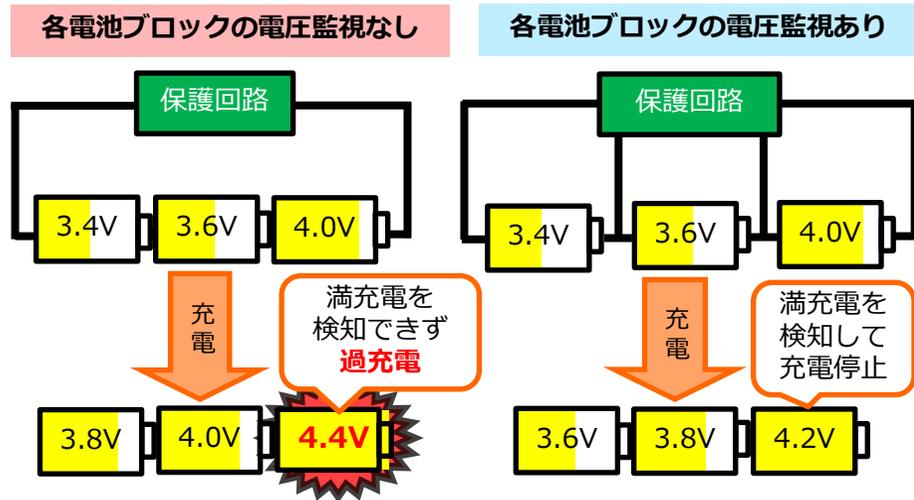


電気用品安全法の「技術基準解釈（別表第九）」及び「経済産業大臣の処分に係る審査基準等」の改正について（非純正バッテリー（リチウムイオン蓄電池）の安全対策）

- リチウムイオン蓄電池の基準としては古い技術基準解釈^{※1}の別表第九では、各電池ブロックの電圧監視について明示的に求めておらず、過充電による発火事故を引き起こす懸念あり。このため、**リチウムイオン蓄電池に係る技術基準解釈別表第9を最新の国際規格に対応した別表第12の整合規格に一本化するための改正**を行う。
- また、リチウムイオン蓄電池に係る例外承認の審査基準^{※2}は、**今般改正される技術基準解釈別表第9（3.(11)(12)を除く）を引用しているところ、改正前の審査基準を据え置くための改正**を行う。

1. リチウムイオン蓄電池における電圧監視の重要性

- 各電池ブロックの電圧監視が行われていない場合、全体での上限充電電圧に到達するまで、保護回路が働かず、充電が継続されるため、一部の電池ブロックが過充電となる恐れあり（左図参照）
- 各電池ブロックの電圧監視を行った場合、一つの電池ブロックが満充電に至った時点で、保護回路が働き、充電が停止する（右図参照）



2. 技術基準解釈改正案の背景・概要

- ① NITEによる非純正バッテリー(リチウムイオン蓄電池)の安全性調査結果より、非純正バッテリーの中には、各電池ブロックの電圧が監視されていないものが存在することが判明。
- ② 技術基準解釈において、最新の国際規格に対応の別表第12基準では、各電池ブロックの電圧監視にかかる規定がある一方で、別表第9基準では明示なし。
- ③ 別表第9基準は、平成20年にリチウムイオン蓄電池の基準として技術基準解釈に追加され、当時の国際規格（IEC）を参考に作成されたが、その後見直しが行われていない。
- ④ 他方で、平成25年の技術基準体系の性能規定化に伴い、国際規格への整合化の観点から、整合規格が整備された分野から順次、旧1項基準を廃止することとしている。

これらを踏まえ、リチウムイオン蓄電池の過充電による発火事故防止のため、各電池ブロックの電圧監視にかかる要求事項が明示的でない別表第9を最新の国際規格に対応した別表第12の整合規格に一本化する改正を行う。

3. 改正の時期

改正・施行：令和4年12月28日

（ただし、技術基準解釈については、施行日から2年間は、なお、従前の例によることができる。）

※1「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）」

※2「電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（20131220商第27号）」